

## 役員に対する報酬等の支給の基準の変更及び職員の退職手当以外の給与等の支給の基準の変更について

役員に対する報酬等及び職員の退職手当以外の給与等の支給の基準を下記のとおり変更する。

### 記

第1条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の117.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、「100分の70」の次に「と」、「100分の117.5」とあるのは「100分の65」を加える。

第2条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の117.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の70」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の65」を「100分の67.5」に改める。

第3条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（平成21年規程第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、「100分の160」の次に「と」、「100分の117.5」とあるのは「100分の155」を加える。

第4条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の160」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の155」を「100分の157.5」に改める。

### 附 則

（施行期日）

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。